

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
美容専門課程	美容学科	夜・通信	30 単位 (900 時間)	7 単位 (160 時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) (備考) () 内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条(経過措置)」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を併記している					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/07/実務経験のある教員等による授業科目の一覧表.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/設置者の理事名簿.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容メーカー 役員 (2000. 4. 1～)	平成 31 年 2 月 4 日～ 令和 11 年年度の定時評議 員会終結の時まで	海外を含めた業界 知識の教示
非常勤	美容サロン 代表 (1977. 11. 3～)	平成 31 年 2 月 4 日～ 令和 11 年年度の定時評議 員会終結の時まで	実践的な教育につ いての技術指南
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
学則に定める授業科目毎に担当職員がおり、その担当職員が主となり授業時数の定めの中で美容師として必要な心・技・体を得られ、国家資格合格を目指せるように、スケジュールや内容を策定する。授業回数の変更、内容変更に関してや、指導方法の変更・統一に関しては教員で定期的に会議を行い、検討している。作成された授業計画書は学校 HP にて新年度になる毎に公表を行っている	
授業計画書の公表方法	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/授業計画書.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
原則的に授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験と履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし選択科目や一部の授業については出席により成績評価を行う。卒業学科試験および実習成績により判定し、卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・技術試験 評価の公正、平等性を保つため、複数の採点官で100点満点にて採点を行い、それぞれの採点官の点数を平均化したものを、技術試験の点数として算出している。 ・筆記試験 採点を行う際、複数人数でチェックし間違いが無いように各科目毎に採点を行っている。 ・成績分布の状況の把握 学生毎の点数を(技術試験の平均点+筆記試験の平均点)/2で100満点に算出。順位付けを行い成績の分布を把握している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/客観的な指標の算出方法.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定に関しては、卒業学科試験および実習成績により判定し卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。判定会議の結果を基に、校長は課程修了の認定を行う。所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。 ・到達目標 美容師として国家資格取得に必要な、知識、技術、教養、衛生観念を修得している事 「美を通して社会で活躍する心身を育てる」という教育理念を体現し人間力を得ている事	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/卒業認定に関する方針.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	関西美容専門学校
設置者名	学校法人関美学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/貸借対照表.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/収支計算書.pdf
財産目録	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/財産目録.pdf
事業報告書	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/事業報告書.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/監査報告書.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生課程		美容専門課程	美容学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	67 単位 (2010 単位時間)	21 単位 (510 単位時 間)		46 単位 (1500 単位時 間)		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
640 人		616 人	0 人	40 人	11 人	51 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

学則に定める授業科目毎に担当職員がおり、その担当職員が主となり授業時数の定めの中で美容師として必要な心・技・体得られ、国家資格合格を目指すように、スケジュールや内容を策定する。授業回数の変更、内容変更に関してや、指導方法の変更・統一に関しては教員で定期的に会議を行い、検討している

成績評価の基準・方法

原則的に授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験と履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし選択科目や一部の授業については出席により成績評価を行う。

卒業・進級の認定基準

卒業認定に関しては、卒業学科試験および実習成績により判定し卒業を認定する。その成績採点は100点満点とし、各科目60点以上であること。ただし欠席が年間20日までであることを要する。尚、欠席者は欠席日数の補習を行う。判定会議の結果を基に、校長は課程修了の認定を行う。所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

学修支援等

奨学金制度、就職支援金制度を始め学習費用面での支援と共に、ステップアップレッスンやコンテストレッスン等、技術のフォローアップ支援制度等、充実している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
287 人 (100%)	0 人 (0%)	279 人 (97.2%)	8 人 (2.8%)
（主な就職、業界等） 美容サロン			
（就職指導内容） 個別面談、就職説明会、就職ガイダンス、学内システム等			
（主な学修成果（資格・検定等） 美容資格 等			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
613 人	22 人	3.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更・経済的理由		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個人連絡、保護者連絡、個人面談、三者面談、職員情報共有、欠席状況確認表等		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容学科	120,000 円	870,000 円	480,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/自己評価.pdf		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 関西美容専門学校の教育並びに業務の改善を目的として「専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドライン」に則って情報提供をし、学校・企業・卒業生の相互理解を深め、学校運営・教育環境をより良く、円滑に行う事を目指す。 評価項目としては「教育理念・目標」「学校運営」「教育活動」「学習成果」等自己評価の項目を設定。評価に対しての改善の実施は、校長を責任者とし「改善実施の可否」「代替案の議論」を含め可能な限り速やかに行われ、次の会議までに行われている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
株式会社 大国屋 PEEK-A-BOO	平成 30 年 7 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (任期更新)	企業委員
株式会社 アリミノインターナショナル	平成 30 年 7 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (任期更新)	企業委員
株式会社 ハマモト	令和 6 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (任期更新)	学園卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.kanbi.ac.jp/wp-content/uploads/2026/06/関係者評価.pdf		
(備考) 第三者評価は実施しておらず、評価の基本方針および評価の委員については学校関係者評価の内容を記載している。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.kanbi.ac.jp/shokusen/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H127310000246
学校名 (〇〇大学 等)	関西美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 関美学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		192人（ 97）人	179人（ 91）人	198人（ 100）人
内 訳	第Ⅰ区分	77人	66人	
	（うち多子世帯）	（ 19人）	（ 17人）	
	第Ⅱ区分	27人	36人	
	（うち多子世帯）	（ - 人）	（ - 人）	
	第Ⅲ区分	18人	15人	
	（うち多子世帯）	（ - 人）	（ - 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	30人	18人	
	区分外（多子世帯）	40人	44人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				198人（ 100）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	—
訓告	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	—	—

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	49人	15人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	—	0人
計	人	49人	15人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。